

行移民及同会社扱紀洋丸ニテ本年十月二日「カリヤオ」港ニ到着セル「カニエテ」耕地行移民ニシテ此ノ如キ不始末ヲ惹キ起シタルハ当初純良ノ農夫ヲ精選募集セザリシニ在リト認メラレ候義ニ本件移民ノ募集ヲ開始シタル當時ニ於テ移民選択ノ不良ナリシ事実ニ鑑ミ本年八月二十九日付通送第五二六一号ヲ以テ当省次官ヨリ貴庁ヲ經テ同移民取扱人ニ懇諭致シ置キタルニ拘ラズ尚ホ此失態ヲ累ネ候ハ取扱人ニ誠意ヲ欠クナキヤヲ疑ハサルヲ得サル次第第二有之今後移民募集ニ方リ根底ヨリ改善ヲ加ヘザルニ於テハ本問題ニ関シ自然特殊ノ詮議ヲ必要トスルニ至ルヘキカト存ゼラレ候条森岡移民合名会社ニ対シテハ別紙写在里馬帝國領事ノ報告書ヲ御交付相成本件移民取扱ニ関スル始末書ヲ徴セラレ度又東洋移民合資会社ヘハ参考トシテ別紙写書御交付置キ相成度依命此段申進候也

註 別紙ハ前掲一五三文書ナルニ付省略ス

一五八 十二月二十七日

坂田通商局長ヨリ
谷口鹿兒島県知事宛

「ペルー」国行契約移民逃亡始末ニ関スル件

通送第七二四五号

本件ニ関シ別紙写ノ通り在里馬森領事ヨリ報告ノ次第有之候処本件移民ノ義ハ其募集當時ニ於テ純良農夫ノ精選ヲ要スルヲ認メ本年八月二十九日付通送第五二六〇号ヲ以テ当省次官ヨリ特ニ申進アルニ拘ハラズ其結果如此不良ナリシハ畢竟該移民ノ撰択適当ナラザリシニ依ルモノト存セラレ候条貴県下ニ於テ本移民ヲ募集セル當時ノ状況詳細御説明相成度依命此段申進候也

註 別紙ハ前掲一五三文書ニ付省略ス

一五九 十二月二十七日

坂田通商局長ヨリ
熊本、沖繩、山梨、福岡、
宮城、岡山、山口、福岡、
大分、広島、愛媛、佐賀、
鹿児島、香川各
県知事宛

「ペルー」国行契約移民ノ選択ニ注意ヲ要スル件

通送第七二四六号

本件ニ関シ本年八月廿九日付通送第五二六〇号ヲ以テ当省次官ヨリ申進置候次第有之候処其後森岡移民合名会社ノ取扱ニ依リ同国「カニエテ」耕地ニ渡航シタル移民ノ不成績ナリシ事情ニ関シ在里馬森領事ヨリ別紙写ノ通り報告有之候条関係移民取扱人ニ対シテハ十分移民選択ニ注意スベキ

旨戒飭致シ置キ候得共貴庁ニ於テモ今後本移民ニ対シ渡航許可ヲ与ヘラレ候場合ニハ尚一層選択ニ御注意相成度此段申進候也

註 別紙ハ前掲一五三文書ニ付省略

二 東洋移民合資会社扱関係

一六〇 三月二十七日 在里馬森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

東洋移民合資会社取扱「ペルー」国行移民契

約証認ノ件

附屬書一 齋藤東洋移民業務代理人ヨリ森領事宛誓約書

写

二 耕主ヨリ齋藤代理人宛請求書写

公第二一号

(五月十二日接受)

大正二年三月二十七日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

一、里馬郡「アテ」原野所在「イソラ」氏及「ブライス」

氏所有「バルバディオ」「ツラピチエ」及「モンテ、アル

九「ペルー」移民雜纂(二) 一六〇

ベルナ」耕地ヘ二ケ年間ニ百名ノ本邦移民ヲ供給セントスル本年二月十五日附契約
右契約条件ヲ同社ガ去ル明治四十三年十月十八日英国製糖会社ト締結セル契約ノ条件ニ比シ異ナル要点ヲ挙グレバ左ノ通ニ有之候(明治四十三年十月二十九日附公第一〇四号^註報告)

第一条 会社ハ二ケ年間ニ百名ノ移民供給ヲ約シ其契約労働期間ハ少クトモ六ヶ月若クハ百二十五「タレア」ヲ完成スル迄トスルコト

移民ノ供給ハ耕主ガ隨時其必要数ヲ指定シテ発スヘキ注文書ヲ日本政府ニ提出シ認可ヲ受ケタル後七ヶ月内ニナスコト

第三条 「タレア」規定ニ関シ

「現在耕地ニ労働中ノ日本人ガ普通ニナス所ノモノト等シカルベシ」トナシ従前ノ如ク「普通当国土人ノ為ス「タレア」云々」ニ代ヘタルコト

第四条 労働休日中十一月三日ヲ八月三十一日ト改メシコト

第六条 現在耕地ニ就業中ノ日本人監督中ヨリ一人ヲ選

ビ新規契約ノ移民監督ニ当ラシメ其給金ハ耕主ノ負担トナスコト

第十条 手数料ハ男女ノ別ナクニ「リブラ」トシ其仕払方ハ会社ヨリ移民船カ日本出発ノ準備成レル旨通告次第在里馬独逸銀行ニ預入レ同運送船ガ「カヤオ」港到着ノ際会社ニ払渡サル、コト

第十三条 会社ガ移民ト締結スヘキ契約ハ日本政府ノ認可ヲ経ベク其期間ハ六ヶ月トシ移民ト会社トノ合意ノ上更ラニ其期間ヲ延長シ得ルコトヲ規約スルコト尚ホ会社ハ移民ヲシテ少クトモ六ヶ月間耕地ニ留ルコト又ハ百二十五「タレア」ヲ完成セシムルコトヲ勉ムベシ第十四条 六ヶ月ノ契約期間中移民ガ逃亡若クハ離去スル時ハ其旨耕主ヨリ会社ニ通告スヘク会社ハ該通告接受ノ日ヨリ七ヶ月内ニ補充スルカ又ハ百二十五「タレア」ニ充タサル分ニ対シ「タレア」ニ付五仙宛ヲ割戻スコト

第十五条 耕主ハ移民ガ百八十「タレア」ナシタル時「リブラ」ヲ更ニ百二十五「タレア」ヲナシタル時「リブラ」以上百二十五毎ニ「リブラ」ヲ会社ヲ経

(附屬書一)

第一号写

斎藤東洋移民合資会社業務代理人ヨリ森領事宛誓約書写

予テ御承認ヲ得度ク願出置候弊社対「イソラ、ブライス」間締結候契約書条項中第十七条文中御質疑ノ点ニ関シ当方解釈ノ次第左ノ通り申述候

右第十七条ハ金錢ニ関スル仕払及ビ方法等ノ整一ヲ期スベク特ニ設ケラレタル一条ニシテ文中「変更又ハ事件」ナルモノノ意ハ該契約書中他ノ条文ヲ指示スルモノニ無之候万一契約書中ノ条項等ニ変更ヲ要スル場合ニハ先ヅ之ヲ貴館ニ図リ其ノ指導認可ヲ仰クベキコト相違アル間敷候 以上

大正二年三月二十日

於里馬

東洋移民合資会社

業務代理人 斎藤 千之(印)

帝國領事

森安三郎殿

テ仕払フコト

「婦人ノ労働ニ関スル条件」ニ重量又ハ容積ニヨリ賃金ヲ定ムル場合」ノ規定並ニ「本契約ノ外何等ノ内約ナキ旨」ノ条項ハ今回ノ契約書ヨリ之ヲ除キ居リ候

尚第十七条「凡テ金錢ノ仕払ヲ齊一ニスヘキ」規定ノ末段ニ於テ「移民ニ直接ノ影響ヲ与フヘキ変更又ハ事件ハ予メ耕主ト会社ト協議ノ上ナサルベシ」トアルハ解釈ノ如何ニ依リテハ移民ノ利益ニ重大ナル關係ヲ及ボスコトナキヲ保シ難キニ付斯ル際ハ予メ当館ノ承認ヲ得タル後実行致ス様為念代理人斎藤千之ヲシテ別紙第一号写ノ通り誓約書ヲ提出為致置候而シテ上記第一条ノ規定ニ基キ耕主ハ三月十日附注文書ヲ以テ第一回移民トシテ二十五名(内左官一名、大工一名、牛乳搾リ一名ヲ要シ賃金ハ他ノ労働者ヨリ少クトモ五割増タルコト)ヲ送致セラレ度移民中若シ妻携者アラハ更ラニ好都合ナル旨請求シ来リ候趣別紙第二号写ノ通り代理人ヨリ届出有之候ニ付本日附ヲ以テ前掲契約書ニ証認ヲ与ヘ候条移民募集ノ御許可相成候様致度此段報告申進候 敬具

註 外交文書第四十三卷第二冊八八六文書

(附屬書二)

第二号写

耕主ヨリ斎藤代理人宛請求書写

Lima, 10 de marzo de 1913.

Señor Senshi Saito,
Representante de la Toyo Imin Goshi Kaisha,
Presente.

Muy señor nuestro:

Sirvase proceder de acuerdo con nuestro contrato celebrado el 15 de febrero pasado, a traernos veinticinco inmigrantes japoneses como primera remesa.

Entre estos inmigrantes debe venir un albanil, un carpintero y un vaquero que sepa ordenar muy bien.

El jornal de estos es un cincuenta por ciento mayor que el de los otros cuando menos.

Si los inmigrantes desean venir con sus mujeres, sería mucho mejor.

Sin otro particular, quedo de Ud.

atto. y s. s.

P. P. Isola Brayce,

Firmado: Luis N. Brayce y Cotes.

一六一 六月二十五日 坂田通商局長ヨリ
安楽警視總監宛

東洋移民会社提出ノ移民ニ関スル書面契約案

承認ノ件

附屬書 書面契約案承認指令書

送第四三二二号

本月十九日付進第五七二号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下
移民取扱人東洋移民合資会社ヨリ提出シタル秘露国行移民
ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付
右申請者ニ御交付相成度尚ホ本移民ハ当省承認後七ヶ月内
ニ雇主ニ引渡スベキコト及其帶同スル妻ハ定員外トシテ取
扱フベキ事項ヲ同移民取扱人ト雇主間ニ協定致居候条為御
参考此段申添候也

(附屬書)

写

第二十九号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

東洋移民合資会社

民百名以上三百名以下ヲ三ヶ年間に供給セントスル同銀行
東洋移民会社間本年七月二十二日附契約
本契約条件ヲ同会社秘露倫敦銀行間明治四十三年十月十四
日附契約ニ比スルニ異ル点左ノ如シ

第一条 本邦労働者百名以上三百名以下ヲ三ヶ年間に供
給スルコト但シ耕主ハ移民会社ニ対シ時々必要ノ員数
ヲ申込み会社ハ右ニ関シ本邦官憲ノ許可ヲ受ケタル日
ヨリ七ヶ月以内ニ之ヲ供給スルコト

第三条 第一項「タレア」ノ標準ニ関シ前契約ニ於テハ
当国土人ノ通例為ス所ニ均シカルベシトセシヲ本契約
ニ於テハ現ニ当耕地ニ在ル本邦労働者ノ通例為ス所ト
均シカルベシトセルコト

同条第二項ヲ移民ヲシテ其給料中ヨリ幾何カノ貯蓄ヲ
為サシムル為メ毎日ノ給料一ソル二十仙ヨリ二十仙ヲ
差引キ之ヲ会社ニ交付シ云々ト變更セシコト

第四条 重量又ハ容積ニ依リ賃銀ヲ支払フ場合ニ於テ移
民ガ一日一「ソル」二十仙以上ヲ取得スルトキハ耕主
ハ前条ノ規定ニ從ヒ単ニ二十仙ヲ差引クニ止メ尚後条
規定ノ五百「タレヤ」ノ算定ノ便宜ノ為メ其ガ一「タ

社長 川 田 鷹

大正二年五月三十一日付秘露国里馬県里馬郡「アテ」原野
所在「バルバディヨ」「ツラピチュ」及「モンテ、アルベル
ナ」耕地行移民第一回分式拾五名(左官一名、大工一名及
牛乳搾夫一名ヲ含ム)取扱ニ関スル移民対其ノ会社間ノ書
面契約案承認願出ノ件
右承認ス

大正二年六月二十五日

外務大臣男爵 牧野伸顯(印)

一六二 八月二十日 在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

東洋移民合資会社ノ移民供給契約証認ノ件

公第五五号

(十月九日接受)

大正二年八月二十日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

「アンカッシュ」県「サンタ」郡「ネベニヤ」原野所在秘
露倫敦銀行所有「サンホセー、イ、スーテ」耕地ニ本邦移

レヤ」ニ相当スル数量ヲ定ムルコトヲ約定セシコト

第十四条 契約期間ヲ一ヶ年ト變更セシコト

第十五条 契約期間中移民逃亡ノ場合ニ於テ会社ガ耕主
ニ対シ弁償スヘキ額ヲ一ヶ月ニ付一「ソル」四仙若ク
ハ一「タレア」ニ付五仙ノ割合トシタルコト

第十六条 前条ノ規定ハ第一回ノ注文ニ基キ会社ヨリ耕
主ニ引渡サレタル移民ノ半数ニ達スル迄ノ逃亡者ニ対
シテノミ適用セラルベキモノニシテ逃亡者ノ数其半数
ヲ超ユルトキハ之ニ対シテハ手数料全部ヲ返還スルコ
ト但シ爾後ノ注文ニ依リ引渡サレタル移民ニ対シテハ
前条ノ規定ノミヲ適用スルコト

第二十四条 耕主ハ百名ノ労働者ヲ收受スルノ義務アル
モ最初ノ一団ヲ收受シタル後更ニ多数ヲ入ル、ニ適セ
ザルトキハ最高限ノ三百名ヲ收受スルノ義務ナシ

右ハ直接移民ノ利害ニ格別ノ影響ヲ及ボスモノニアラスト
雖モ移民取扱人ニ取り不利ノ變更タルヲ免レズ蓋シ同耕地
ニハ先年同会社ノ手ヲ経テ九十余名ノ本邦移民ヲ入レシモ
移民ノ選択ヲ誤リ監督ニ適任者ヲ得ザリシ等ヨリ成績極メ
テ不良ニ大多數ハ既ニ逃亡シ現今僅カニ二十八名ヲ残スノ

状態ナルヲ以テ之ニ顧ミ耕主ハ本契約ニ於テ逃亡ニ對スル移民会社ノ責任ヲ重カラシメン為メノ第十六条ノ規定ヲ挿入シ尚先ヅ試験的ニ一百名ヲ入レ其成績如何ニ依リテ残余二百名ノ受否ヲ決センガ為メ第一条並ニ第二十四条ノ規定ヲ入ル、ニ至リタルモノニシテ東洋移民会社ニ於テモ当地ニ特ニ代理人ヲ在留セシメ居ルニ拘ラズ前記ノ不始末ニテ更ニ新契約ヲ得ザルヨリ此際信用恢復ノ為メ必ズ良好ノ成績ヲ挙グベキ覺悟ニテ多少ノ不利益ヲ忍ビ本契約ヲ締結シタル次第ニ有之候然ルニ該耕地ハ秘露倫敦銀行ノ所有ニ係リ經濟上ノ基礎鞏固ニ且ツ現在殘留セル少数ノ本邦移民ニ對スル耕地ノ取扱振等何等批難スヘキ点無ク今回ノ成績如何ニ依リテハ將來本邦移民ヲ入ル、ニ有望ノ耕地ト思考致サレ候ニ付今回限リ前記ノ条件ヲ以テ本契約ニ証認ヲ与ヘ置候間左様御承知相成度此段報告申進候 敬具

一六三 九月二日 在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

東洋移民合資会社取扱「ペルー」国行移民到
着延期二閱スル件

公第五七号

(十月九日接受)

附屬書一 ペルー国行移民對東洋移民会社間契約案

二 耕地状況書

三 移民百名注文書

四 ペルー倫敦銀行東洋移民合資会社間移民供給
契約訳文

本日附警視總監寫御届申上候通り今般弊社ニ於テ秘露国「アンカシ」省「サンタ」州「ネベニヤ」谿所在ノ「サンホセ」及「スウテ」甘蔗、棉花耕地所有者秘露倫敦銀行ト日本移民男女壹百名乃至參百名(女ハ夫ニ從フ妻)ノ供給契約締結仕候ニ付テハ移民對弊社間ノ書面契約別紙案文ノ通り作成使用仕度候間御承認被成下度渡航地状況書相添ヘ移民保護法第十三条及同施行細則第二十三条ニヨリ此段奉願候也

追テ右參百名中差当リ壹百名ヲ至急発送スベキ様別紙注文書寫ノ如ク申来候ニ付キ訳文相添ヘ右附記仕候
大正二年十月三日

東京市京橋区新肴町拾番地

東洋移民合資会社

社長 川 田 鷹(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

九「ペルー」移民雜纂(二) 一六四

大正二年九月二日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

曩ニ当館ノ証認ヲ經本年六月二十六日附ヲ以テ御許可相成候東洋移民合資会社對「バルバディヨ」「ツラピチェ」及「モンテ、アルベルナ」耕地移民契約ハ明年一月廿六日ヲ以テ期限満了ノ処紀洋丸並ニ武洋丸ニ船席無之搭載不相叶為メ止ムヲ得ス明年一月三十日「カヤオ」着港ノ安洋丸迄延期方今回東洋移民合資会社代理人ヨリ耕主ヘ及交渉候処移民ノ健康上其到着期ヲ明年五月十五日ヨリ九月三十日迄若クハ遅クトモ十月三十日迄ノ間ニ致シ度旨回答有之候趣ヲ以テ該書面相添ヘ右延期方代理人ヨリ願出候間証認致置候
此段報告申進候 敬具

一六四 十月三日 川田東洋移民合資会社社長ヨリ
牧野外務大臣宛

東洋移民合資会社對「ペルー」国行移民間書
面契約承認願ノ件

(附屬書一)

「ペルー」国「アンカシ」省「サンタ」州所

在甘蔗棉花耕地行移民對東洋移民合資会社間

契約案

契約書

移民 (以下単ニ移民ト称ス) ハ南米秘露国「アンカシ」省「サンタ」州「ネベニヤ」谿所在ノ「サンホセ」及「スウテ」砂糖耕地又ハ工場ニ於テ労働スル目的ヲ以テ同国ニ渡航スルガ為メニ左記二名ヲ保証人ニ立テ其取扱方ヲ移民取扱人東洋移民合資会社(以下単ニ会社ト称ス)ニ申込ミタルニ付会社ハ其申込ヲ承諾シ相互ノ間ニ左ノ条項ニヨリ契約ス

第一条 会社ハ移民保護法ノ規定ニ拠リ移民保護ノ責務ヲ負ヒ移民ノタメニ渡航許可旅券下附ノ出願並ニ渡航ニ必要ナル諸般ノ手續ヲナシ移民ガ本契約書ニ記載セル目的地ニ到着シタル上ニ会社ノ業務代理人ヲシテ雇主ニ紹介シ労働ニ就ク手續ヲ懇切ニ周旋セシムベシ

第二条 移民ハ本契約ノ条項ヲ格守スベキハ勿論秘露国ノ法令耕地工場ノ諸規則及ビ雇主ノ命令ヲ厳守シ誠実ニ

勤勉労働スベク尚会社ガ移民ノ利益ヲ保護スルガ為メ派遣セル業務代理人其他ノ役員ノ正当ナル差図ニ從フコトヲ誓約ス

第三条 移民ハ耕地支配人ノ指図ニ從ヒ秘露國ノ習慣ニ依リ日傭労働又ハ「タレア」労働法ニヨリ労働スヘキモノトス会社ガ予メ雇主ト協議シタル就業時間及ビ賃金ハ次項ノ如ク其支払方法其他ノ条件等ハ下条ニ定ムル所ノ如シ日傭労働ハ農作地ニアリテハ其執業一日十時間工場ニアリテハ一日十二時間ヲ超過セザルベク「タレア」労働ハ現ニ耕地ニ於テ就業セル日本人労働者カ一日ニ為ス数量ヲ標準トナシ其賃金ハ每一日ノ完全ナル日傭労働ニ対シテモ又完了セル一「タレア」ニ対シテモ一「ソール」二十「センタボス」(凡ソ我壹円貳拾錢)ヨリ尠ナカラザルモノトス

但シ日傭労働又ハ「タレア」労働ニシテ完了ニ至ラザルモノニ対シテハ其成績ニ応シタル賃金ヲ支払ハル、モノトス

第四条 第三条規定ノ日給又ハ「タレア」労働ニヨル賃金ノ支払ハ左ノ方法ニヨルモノトス

第六条 女子ノ移民トシテ来ルモノハ賃金及労働ノ種類等總テ第三条ノ規定ニヨリ男移民ト同一タルベキモノトス但シ女子ガ家庭内ノ用務ノ為メ男子ト同時間働クコト能ハザル場合ニハ其協定ニヨリ實際ノ作業或ハ就業時間ニ從ヒ賃金ヲ給セラルベシ

第七条 移民ト雇主間ノ契約期間ハ耕地到着ノ日ヨリ起算シテ壹ケ年トス但シ移民及雇主間ノ合意ニヨリテハ更ニ一期若クハ二期以上ノ再契約ヲ為スコトヲ得

第八条 移民ハ左ニ掲クル日ヲ除クノ外周年労働スベキモノトス

日曜日、一月一日、七月廿八日、十月卅一日、十二月廿五日、神聖金曜日

若シ移民ガ第三条二項ニ規定セル時間外又前記休業日ニ執業センコトヲ耕地支配人ヨリ請求セラレ任意ニ之ヲ承諾シタル場合ニハ三十分以上或ハ每一時間十八「センタボス」毎半時間若クハ其端数ニ対シテハ十「センタボス」ノ割賃金ノ支払ヲ受クルモノトス

第九条 移民ハ雇主ヨリ器具ヲ十分供給セラレ尚實際執務上ニ有利ナル必要品ハ移民之ヲ請求スルコトヲ得

(イ) 完全ナル一日ノ所得賃金中移民ノ預金トシテ二十「センタボス」ヲ引去リ其残額ハ雇主ノ定期支払日ニ於テ直接移民ニ払渡スモノトス

(ロ) 前項ニヨリ預金トシテ引去リタル廿「センタボス」ハ会社ノ里馬出張所ニ於テ毎月末日仕払明細書ト共ニ雇主ヨリ受取り移民ノ請求次第何時ニモ会社取引銀行ノ付スル利子ト共ニ之ヲ移民ニ払渡スモノトス

第五条 移民ハ雇主トノ協議ニヨリ第三条規定ノ日給又ハ「タレア」労働以外重量法或ハ数量法等特別ノ約束ニテ労働スルコトヲ得コノ場合ニハ雇主ハ一日一「ソール」二十「センタボス」以上ヲ得ル労働者ニ対シテモ第四条(イ)項ニヨル二十「センタボス」ノミヲ差引キ其以上ニ及ブコトナキモノトス

重量或ハ数量ノ如何ナル程度ヲ以テ一「タレア」ノ量トナスヤハ日本人移民監督ノ承認ヲ經テ之ヲ決シ予メ移民ニ表示スベキモノトス

右重量或ハ数量ニヨル労働モ第十三条規定ノ五百「タレア」中ニ合算セラルベシ

第十条 本契約期間中傭主ヨリ無料ニテ医薬台所付家屋長サ六呎幅三呎ノ木製寝台ヲ給ス尚雇主ハ移民間ニ劇症或ハ流行病發生セシ場合ニハ充分ナル手当ヲ施スベシ

第十一条 移民職務ニ起因シタル疾病若クハ負傷シテ医師ノ診断ニ依リ執業ニ堪ヘザルモノト認メラレ其証明及耕地支配人ノ認許ヲ經テ休業シタル場合ニハ其日數間賃金ノ三分ノ一ヲ受クルモノトス

但シ自然発病ノ為メ休業スルトキハ当日ノ賃金ハ支払ハレザラルベシ

第十二条 移民職務上ノ負傷ニ因リ死亡スルカ又ハ永久労働ニ堪ユル能ハザルニ至リタル場合ハ雇主其移民ノ為メニ秘金貨二十磅(凡ソ我金貳百円)ヲ会社ニ支払ヒ会社ハ之ヲ移民又ハ移民ノ遺族ニ払渡シ雇主及会社ハ後日移民若クハ移民ノ遺族ヨリ何等ノ請求ヲ受クルトモ之ニ応ズルノ責任ナキモノトス

第十三条 雇主ハ会社ニ対シ五百「タレア」ヲ成就シタル移民各一名ニ対シ賞与金トシテ秘金貨五磅ヲ五百「タレア」完了ノ時ニ於テ給与スベキニツキ会社ハ之ヲ受取次第移民ニ支払フベシ

右賞与金ハ五百「タレア」ヲ完了スル毎ニ継続シテ給与セラル、モノトス移民ガ本条規定ノ賞与金ヲ受取ラズシテ死亡セル場合ニハ会社ハ之ヲ遺族ニ支払フモノトス

第十四条 雇主ニ於テ契約期間満了前本契約ノ解除ヲ望ムトキハ会社及移民ニ対スル三ヶ月前ノ予告ニヨリテ之ヲ為スコトヲ得此場合ニハ雇主ハ賠償金トシテ秘金貨五磅ヲ会社ニ支払ヒ会社ハ之ヲ移民ニ払渡スベシ
移民正当且止ムヲ得サル理由ニヨリ雇傭契約解除ヲナサントスル場合ニハ予メ会社ノ業務代理人ニ申出デタル上若シ雇主ニ負債アラバ之ヲ返済シ尚其解除ヨリ生ズル正当ノ損害アル時ハ之ヲ雇主ニ対シ弁償スベキモノトス

第十五条 移民ノ渡航及帰朝費用ハ自弁トス但シ移民ガ秘露國ノ上陸港「サマシコ」ヨリ耕地ニ至ルマデノ費用（解賃ヲ含ム）及食料並ニ手荷物ノ運搬費等ハ一切雇主ノ負担トス

移民耕地到着後三日間ハ移民ノ請求ニヨリ雇主ニ於テ其食料ノ準備周旋ヲナシ一食十五「セントボス」ノ割

第二十一条 移民在外帝国官庁ノ保護ヲ受ケ又ハ其保護ニヨリ帰國シタルトキハ会社ハ当該官庁ニ対シ移民ニ代リテ其費用ヲ弁納スベシ

前条及本条ニヨリ支出シタル立替金若クハ費用ハ会社が請求シタルトキハ移民ト保証人ノ全員ハ連帯シテ直ニ之ヲ償還スベキモノトス

第二十二条 保証人ハ移民一身上ノ出来事ニ対シ総テ其任ヲ負フベキモノトス

第二十三条 不慮ノ出来事又ハ不可抗力ニ起因スル場合ノ外万一傭主ニ於テ第十二条第十三条及第十四条第一項ノ規定ノ金額支払ヲ怠リタルトキハ会社ハ傭主ニ対シ延滞日数ニ対スル月一分ノ遅延利子ヲ請求シ之ヲ受取リタル上元金ト共ニ移民又ハ其遺族ニ払渡スベシ

第二十四条 傭主ニ於テ移民ニ対シ秘露國ノ法律又ハ本契約ノ条項ニ違反シタル行為アルトキハ移民ハ秘露國ノ行政庁又ハ裁判所ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ベシト雖モ一応会社ノ在秘露國代理人ニ其事情ヲ申出ツベシ然ルトキハ業務代理人ハ懇切ニ事実ヲ調査シ適當ノ救方ヲ講ジ事情ノ許ス限り裁判外ニ移民ノ權利ヲ保護スル

合ヲ以テ最初ノ賃金内ヨリ引去ルベシ

第十六条 移民ハ渡航手数料トシテ本契約認可ノ際金貳拾五円ヲ会社ニ支払フベシ

第十七条 移民ハ応募申込ノ際保証トシテ金拾円ヲ会社ニ払込ムベシ会社ハ本契約認可ヲ得タル上渡航手数料ノ内へ該金額ヲ振替フルモノトス移民若シ正当ノ理由ナクシテ破約スルトキハ会社ハ已ニ尽シタル手数ノ報酬トシテ前記金拾円ノ内五円ヲ引去リ其残額ヲ返付スベシ

第十八条 移民ハ年齢ノ正確ナルコト性質順良、品行方正ニシテ且ツ充分労働ニ堪ヘ得ベキ健康者タルコトヲ誓フ

第十九条 移民詐欺ノ手段ヲ以テ募集ニ応シタルコトヲ発見シタルトキハ会社ハ渡航手数料ヲ返還セザルベシ

第二十条 移民若シ渡航地ニ於テ疾病ニ罹リ救助ヲ要スル場合ニハ会社ハ在秘露國代理人ヲシテ親切ニ其疾病手當ヲナシ生活ヲ凌グニ足ルベキ衣食住ノ救助ヲ加ヘシメ帰國セザルベカラザル場合ニハ之ガ取計ヲ為サシムベシ

ニ努ムベシ又会社ニ於テ移民ニ対シ本契約ニ定メタル義務ヲ履行セザルトキハ移民ハ其蒙リタル損害ノ賠償ヲ会社ニ要求スルコトヲ得ルモノトス

移民ガ雇傭契約ニ違反シタルカ為メ会社が移民供給契約上損害ヲ被ル場合ニハ移民ト保証人ノ全員ハ連帯シテ之ヲ弁償スベキモノトス

第二十五条 本証ニ記名調印シタル移民ノ保証人ハ会社若クハ他移民取扱人ノ取扱ニヨル移民三名以上ノ為メニ保証人ノ位置ニ立タザリシコトヲ請合ヒ又將來立タザルコトヲ約諾ス

第二十六条 本契約効力ハ締結ノ日ヨリ移民帰朝ノ日ヲ会社ニ届出ツルマデノ間存続ス

右双方合意ノ上契約書ニ通テ調製シ会社移民並ニ移民ノ保証人二名各自記名調印ノ上会社並ニ移民ニ於テ各其一通ヲ所持スルモノトス

大正 年 月 日

東京市京橋区新肴町十番地（商法施行前設立）

移民取扱人東洋移民合資会社

右業務代理人

九「ペルー」移民雑纂 (二) 一六四

県	郡	村	番地
移民			
右妻			
県	郡	村	番地
右保証人			
県	郡	村	番地
同			

(附屬書二)

「ペルー」国「アンカシ」省「サンタ」県「ネペニヤ」谿所在「ペルー」倫敦銀行所有耕地「サンホセ」及「スウテ」耕地ニ関スル情況

位置 秘露国ハ南緯三度廿一分ヨリ十九度十分西經六十八度ヨリ八十一度二十四分四十五秒ノ間ニ位シ其広袤ニ四十八万方哩アリ而シテ今回ノ渡航地タル耕地ハ「アンカシ」省「ネペニヤ」谿内ニアリテ「サマニコ」港内奥約五「レグワス」(一「レグワ」ハ約我一里十五町余ニ当ル)北東ニ位スル甘蔗耕地ナリ経緯度ヲ以テ其位置ヲ示サバ西經七十八度二十分南緯九度十分ニ位ス

一二〇

氣候 土地ニヨリ氣候ノ差違アルハ勿論ナレトモ元米秘露国ハ経緯度ノ関係ヨリ云ヘバ熱帶的氣候トシテ暑熱甚シキ如ク想像セラル、モ彼ノ有名ナル「アンデス」ノ大山脈アリテ西海岸ヲ沿フテ流ル、潮流ト相俟テ全ク暑熱ヲ和ラゲ海岸地方殊ニ今回ノ上陸地点ナル「サマンコ」港附近一帯ノ地ハ氣候温帶地方トモ称スベク温暖ナリ

甘蔗耕地ノ状況 雇主タル秘露倫敦銀行所有甘蔗耕地ハ全面積九百「ファネガダス」(一「ファネガダ」ハ約我五町三反ニ当ル)一ケ年ノ製糖高約五万「キンタレス」(一「キンタル」ハ約我十二貫二百六十六匁ニ当ル)ニ上ル又棉花栽培地トシテモ有名ナリ

此耕地ニハ当社取扱ニ係ル移民九十五名明治四十四年ニ渡航シ就業セリ

日本ヨリノ道順 就業地迄ノ道順ハ東洋汽船会社ノ南米船路ニヨリ「カヤオ」港ヲ経テ秘露国ノ沿岸貿易殊ニ砂糖家畜ヲ輸出スル二級港ナル「サマンコ」港ヨリ上陸スベク夫ヨリ耕地マデハ約我七里余ヲ距リ四時間ニテ達スルヲ得ベシ日本ヨリ秘露マデ四十五六日間ヲ要

ス 生活 移民ノ住屋及労働ニ必要ナル器具ハ無料貸与セラ

ル 一般ニ「ネペニヤ」原野ハ附近ノ原野ト比較シテ諸物価低廉ナリ耕地ニハ売店(西語ニテ「タムボ」)アリ便宜食料其他ノ雜貨類ヲ得ラルベク又耕地ヲ距ル約三十分ノ里程ニ「ネペニヤ」ト称スル町アリ一切ノ日用品其他ノ需要品ヲ一層廉価ニ得ラレ住家ハ無料供給セラル、ガ故ニ一ケ月八円乃至十二円アレバ十分ナルベシ左ニ三四食料品ノ価格ヲ示ス(時ニヨリ多少ノ高低アリ)

品名	単位	標準価格
米	斤	上等十一仙 下等九仙
牛肉	斤	二十五仙
豕脂	斤	四十五仙
小麦粉	斤	十仙
砂糖(白)	斤	十二仙
化粧石鹼	個	十仙
茶	包	十二仙

九「ペルー」移民雑纂 (二) 一六四

塩 斤 五仙

医薬 移民病氣ノ場合ニハ雇主ニ於テ無料医薬ヲ供給ス
大正 年 月 日

東京市京橋区新着町拾番地

東洋移民合資会社

(商法施行前設立)

(附屬書三)

写

移民百名注文書

Oficina de Lima, 24 de julio de 1913.
Sr. Senshi Saito, Representante de la

Toyo Imin Goshi Kaisha,
CIUDAD.

Muy señor nuestro:

Sirase proceder de acuerdo con nuestro contrato celebrado el 22 del mes en curso, a traernos CIEN inmigrantes japoneses, incluyendo el mayor numero posible de mujeres, y como primera remesa.

De. Ud., muy atentos y ss. ss.
por el Banco del Perú y Londres,
(Firmado) A. Ureta

(右訳文)

里馬市

東洋移民合資会社代表者

齋藤千之殿

拝啓

本月二十二日正式ニ締結セル契約ニ基キ第一回分トシテ可成多数ノ女子ヲ包含セル日本移民百名送附ノ手續被成下度候

里馬 一千九百十三年七月二十四日

秘露倫敦銀行

支配人ア、ウレタ(自署)

(附屬書四)

(訳文)

秘露倫敦銀行 間移民供給契約訳文
東洋移民合資会社

日本帝国法律ニ依リ設立セラレタル在東京(日本)東洋移民合資会社(以下会社ト称ス)及秘露国「アンカシ」省「サンタ」州「ナペニイヤ」籍所在「サンホセ」及ビ「スウテ」耕地所有者秘露倫敦銀行(本契約書ニ於テ耕地主ト

称ス)ハ次ノ条項ヨリ成立セル契約ヲ締結ス

第一条 会社ハ参ケ年間前記耕地ニ最小限百名最大限三百名ノ日本労働者ヲ供給スルノ義務ヲ約シ耕地主ハ是等労働者ヲ耕地主ノ撰択ニヨリ或ハ農作地或ハ工場ノ何レカニ少クトモ尅ケ年ノ期間労働セシムル為メ受取ルベキ義務ヲ約ス

是等三百名ノ日本労働者募集ハ日本官憲ニ提出スベキ所ノ耕地主ガ所要人数ヲ時々指定スル書面注文ヲ会社ニ送附シテナス請求ニ依リテ之ヲナスベク又会社ハ日本政府ノ許可ヲ得タル後七ヶ月以内ニ前記書面注文指定ノ人数ヲ耕地主ニ引渡スベキ事ヲ特ニ約諾ス

第二条 本契約ニ労働者ト云フハ年齢拾歳以上四十五歳マテノ体格健全ナルモノニシテ指定ノ労働ニ適応シ且品行方正ノ者タルコトヲ要ス

第三条 移民ノ労働ハ所属耕地支配人ノ撰択指定ニ依リ秘露国ノ風俗習慣ニ従ヒテ日傭労働若クハ「タレア」労働ノ中ニ就クベキモノトス日傭労働ニ在ツテハ野外ニ於テハ十時間工場ニ於テハ十二時間ヲ超過セザルベク「タレア」労働ニ在ツテハ耕地ニテ現ニ従業スル日

本労働者ガ通常実行セル作業ニ等シキ程度ノモノタルベシ其賃金ハ毎一日ノ完全ナル日傭労働ニ対シテモ又完了セル「タレア」ニ対シテモ「ソール」式十「センタボス」ヨリ下ラザルモノトス而シテ日傭労働及「タレア」労働ニシテ完了ニ及バザルモノニ対シテハ其実際成就セル分ニ相応スル高ヲ支払ハル、モノトス

移民貯蓄ノ趣意ニテ耕地主ハ里馬ニ於ケル会社ニ引渡スベキ条件ノ下ニ各移民ノ賃銀ヨリ日傭ト「タレア」トヲ間ハズ一日二十「センタボス」ノ割ニテ差引キ之ヲ会社ニ送り会社ハ移民ノ為メニ保管ス

此精算ハ毎月確實ニ行ヒ耕地主ハ会社ニ対シ耕地支配人並ニ日本人監督ノ署名セル仕払明細書ヲ送附スベシ此支払明細書ト共ニナス移民ノ全員並ニ各人ノ該預金総額ノ引渡ト同時ニ耕地主ノ責任ハ終了スベキモノトス

第四条 耕地主ガ移民ト「重量」或ハ「数量」法ニヨリ賃金支払ヲ締約シタル場合ニハ日本人監督ハ其計量ノ正確ヲ期センガ為メニ計量ノ際立会ヲナスベシ一日一

九「ペルー」移民雑纂(一) 一六四

「ソール」二十「センタボス」以上ヲ得ル労働者ニ対シテモ耕地主ハ前条ニヨル送金ハ一日二十「センタボス」ノ割合ノミヲ差引キ其以上ニ及ブコトナキモノトス但シ耕地主ハ移民ガ後条規定ノ賞与金ヲ受クベキ条件ナル五百「タレア」ヲ完了スル時ヲ知ル目的ヲ以テ「タレア」ニ相当スル重量又ハ数量ノ割合ヲ定ムベキコトヲ承諾ス

第五条 移民ハ左記ノ日ヲ除キ周年労働スベキモノトス日曜日、一月一日、七月廿八日、十月三十一日、十二月廿五日、神聖金曜日

モシ特別ノ事情ニ因リテ移民ガ第三条規定ノ時間以外或ハ祝祭日ニ於テ労働ヲ求メラレ移民ノ任意之ヲ承諾シタル場合ニハ労働時間三十分以上若クハ每一時間ニ付十八「センタボス」毎三十分若クハ其以下ノ端数ニ付キ十「センタボス」ノ割合ノ賃金ヲ受クベキモノトス

第六条 若シ女子ガ契約ニテ来レル場合ニハ女子モ亦第三条規定ノ方法ニヨリ労働スベキ義務アルモノトス

但シ女子ハ家庭内用務ノ為メニ男子ト同時間労働スル能ハザル場合ニハ其協定ニ依リ實際ノ作業或ハ就業時間ニ從ヒ賃銀ヲ給スベシ

第七条 耕主ハ労働者ニ対シ充分ナル数ノ器具ヲ支給スベク且事實ニ於テ作業ニ有利ナル必要品ハ移民之ヲ請求スルコトヲ得

第八条 耕地主ハ双互ノ便利ヲ計ル為メ移民ノ耕地在住中其ノ監督トシテ西班牙語ニ通スル日本人監督一名ヲ聘用スベシ

尚給料ハ本契約期間内ハ毎月秘金貨八磅其期間後尚耕地ニ就職スル時ハ十疋磅ヲ給シ又隨時遠方巡回其他職務上ノ必要ニ応ズベク乗馬及ビ馬具ヲ供シ且十分ノ設備ヲ施セル特別家屋ヲ無料貸与シ尚ホ疾病ノ際ハ医薬ヲ供給スベシ

前記監督者ガ支配人ノ視ル所不適任ニシテ会社亦之ヲ承認シタル場合ハ其際協定スル相当期間内ニ会社ハ他ノ監督ト交替セシムベキ義務アルモノトス若シ協定シタル期間内ニ会社ガ適任ノ新監督ヲ耕地主ニ送ル事能ハザル場合ハ耕地主ハ不適任ノ監督ヲ停職シ適任ト認

ベキ移民ノ各人ニ相当スル手数料トシテ移民ガ「カヤオ」港ニ到着シタル時男子老入ニ就キ秘金貨二磅半女子老入ニ就キ三磅ヲ会社ニ支払フコトヲ約諾ス

右金額中ニハ航海中ノ医薬、種痘、其他会社ノ負担ニテナスベキ事項ニ要スル総テノ経費モ含マル、モノトス若シ何等カノ原因ニ因リ目的港ニ於テ契約労働者人員ニ不足ヲ生ジタル場合ハ耕地主ハ其受取りタル人員ニ相当スル手数料ノミヲ支払フベキモノトス

第十三条 移民搭載船ガ「カヤオ」港又ハ其他ノ上陸地点ニ於ケル検疫所ニ留置セラルル場合ニハ耕地主ハ会社ニ対シ契約移民一人ニ就キ五拾「セクタボス」ヲ支払フ可キノミトス

但シ移民ガ全部上陸ヲ禁止セラレテ汽船ガ公衆衛生上他ニ転航セザルベカラザル場合ハ此限ニアラズ

第十四条 会社ハ日本ニ於テ移民ト契約ヲ締結シ日本政府ノ認可ニ依リテ尅ケ年ヲ一期トシ又移民ト会社トノ合意ニヨリテ其期間ヲ一期又ハ二期以上延長スルコトヲ得ベキ規定ヲ置クベキモノトス随テ会社ハ少クトモ一ケ年間移民ヲシテ耕地ニ止マラシムベキ義務アルモノ

ムル監督ヲシテ之ニ交ハラシムル権利ヲ有スルモノトス該新監督ハ其部下ニ耕地主ノ費用ニテ日本人ノ組長一名ヲ使用スベキモノトス

第九条 耕地主ハ移民ニ対シ無料ニテ医薬並ニ衛生ニ適スル台所附キノ家屋及ビ各人毎ニ長サ六呎幅三呎ノ木製寝台ヲ給与ス

尚ホ移民中重症或ハ流行病発生セシ場合ハ最十分ナル手当ヲ施スベキコトヲ約ス

第十条 移民ハ労働中病氣ニ罹リ又ハ不時ノ出来事ノ為メ労働不能トナリタル場合ニハ医師ノ証明ヲ受ケ又予メ耕地支配人ノ承認ヲ得テ休養期間中毎日常規賃銀ノ三分ノ一即チ四十「セクタボス」ヲ給与セラル、モノトス

第十一条 移民ガ命ゼラレタル労働ニ從事中不慮ノ災害ノ為メニ死亡シ若クハ永久の不具者ト成リタル場合ニハ耕地主ハ賠償金トシテ秘金貨貳拾磅ヲ会社ニ支払フ事ヲ約ス耕地主ハ此ノ支払ニ依リ他ノ責任一切ヲ免ル、モノトス

第十二条 耕地主ハ「サマンコ」港ニ於ケル船ニ引渡サル

トス但シ五百「タレア」ヲ完了セル移民ハ後条規定ノ賞与金ヲ受クベキ権利アルモノトス

第十五条 移民ガ耕地ニ到着シタル日ヨリ起算シタル本契約尅ケ年ノ期間内ニ耕地ヲ逃亡シタルモノ有ル時ハ耕地主ハ書面ニ依リ其旨ヲ通知スレバ会社ハ其報告ヲ受取りタル日ヨリ七ヶ月以内ニ之ガ補充ヲ為スベキ義務アルモノトス而シテ該期間内ニ補充不可能ノ場合ニハ会社ハ耕地主ニ対シ其耕地逃亡ノ日ヨリ起算シテ尅ケ年ニ満ツルニ不足スル月数ニ応ジ毎月一「ソール」四「セクタボス」若クハ該逃亡者ノ二百五十「タレア」ヲ完了スルニ不足ナル「タレア」数ニ応ジ一「タレア」ニ付五「セクタボス」ヲ賠償スベキコトヲ約諾ス

第十六条 前条規定ノ適用ニハ逃亡者数ヲ限定ス即チ耕地主ガ会社ニ送附スル第一回ノ書面注文ニ依リ耕地主ニ引渡サル、第壹回分移民ノ逃亡者数ガ其引渡移民ノ半數ヲ超ヘザル数ニノミ適用セラレ其超過數ニ対シテハ超過數ニ対スル手数料全部ヲ返還スベキコトヲ約ス随テ第壹回移民ノ引渡後本契約書有効中三ケ年内ニ到来スベキ移民ニ対シテハ前条ノ規定ノミヲ適用セラル、

モノトス

第十七条 耕地主ハ最小限五百「タレア」ヲ完了シタル移民一人ニ対シ秘金貨五磅ヲ会社ニ支払フ事ヲ約ス
右ノ支払方法ハ移民ガ五百「タレア」ヲ完了スルト同時ニ其金額ヲ仕払フベキモノトシ会社ハ此秘金貨五磅ニ相当スル労働ヲ為シタル移民ニ対スル賞与金トシテ其金額ヲ該移民ニ交附スベシ
右五磅ノ賞与金ハ各五百「タレア」ヲ完了スルニ從ヒテ継続シテ支払ハル、モノトス

第十八条 第一条第十四条及ビ第十五条ニ規定セル期間満了前ニ耕地主ガ移民ノ全部又ハ一部ニ対シ契約ヲ解除セント欲スル時ハ三ヶ月以前ニ解雇及解除ノ通知ヲ会社ニ与ヘ且其賠償トシテ移民一人ニ就キ秘金貨五磅ヲ会社ニ支払フベキモノトス

本条項ハ第一条規定ノ書面注文ニ依リ來ル移民ニノミ適用セラル、モノトス

第十九条 移民正当且有力ナル理由ニヨリ本契約ノ解除ヲ望ム場合ハ会社ノ承諾ヲ經且負債ヲ償還シタル後実行シ得ベキモノトス

契約ノ解雇及ビ実行ニ関スル一切ノ異議ヲ解決シ且ツ耕地主ト和協シテ事ヲ処スルニ足ルベキ十分ノ能力アリ且權利ヲ有スル一名ノ代表者ヲ里馬ニ駐在セシムベシ

若シ会社ニシテ耕地主トノ論争ヲ満足ニ解決スルコト能ハザレバ兩者ハ進ンデ右ノ異議ヲ解決センガ為メニ仲裁者ヲ指名スベシ

若シ両当事者ガ右ノ異議ヲ解決スベキ仲裁者及第三者(デイリメンテ)ノ指定名ニ就キ合議一致セザル時ハ里馬ノ商業會議所ヲ仲裁者トシ会社及耕地主ハ其裁決ニ服従スル義務アルモノトス
右仲裁ニ関スル一切ノ事項ハ之ヲ公文仲裁証書ニ作成シ両当事者之ニ署名スルモノトス

第二十三条 耕地主若シ本契約書ニ基キ支払フベキ義務アル金額ヲ会社ニ対シテ支払方延引シタルトキハ会社ハ一ヶ月ニ付壹分ノ延滞利子ヲ附シテ其支払ヲ請求スル權利アルモノトス若シ適當ト認ムルニ於テハ此等ノ請求ノ外ニ契約ノ廃棄及損害賠償ヲ要求スルコトヲ得ベシ

第貳拾条 労働者ガ目的港ニ到着シタル後其搭載船ヨリ耕地ニ達スル迄ニ要スル費用並ニ其期間ノ食料又ハ各移民ノ携帯スル小荷物ノ運搬費用ハ凡テ耕地主ノ負担タルベシ又耕地主ハ移民ノ依頼アレバ移民耕地到着後最初ノ三ヶ月間ハ毎日朝昼ノ二食ヲ給スル義務アルモノトス但シ其代価ハ移民負担ニシテ耕地主ハ移民ノ最初ノ賃銀ヨリ一食ニ付キ拾五「センタボス」ヲ引去ル權利ヲ有スルモノトス

第二十一条 耕地主ハ移民ニ対スル支払額及支払ノ方法ニ就キテ不規則ノ事アル時ハ本契約ニ関スル当事者全体ニ不利ヲ与フルモノト思考スルガ故ニ其ノ最モ画一公正ナランコトニ努ム可キコトヲ約ス

本契約中ノ變更其他ノ事件ニシテ直接移民ニ影響スベキモノハ悉ク耕地主及会社間ニ於テ商議シ兩者ノ是認ヲ得ルヲ要ス

第二十二条 契約当事者ハ普通裁判權ヲ放棄シ仲裁者ノ裁定ニ服従スベシ即チ本契約ノ解雇或ハ実行ニ関シ異議又ハ疑問ヲ生ジタル時ハ仲裁者ニヨリテ解決セラルルモノトス会社ハ本契約ノ継続期間会社ノ名義ヲ以テ本

若シ又会社ニ於テ不慮ノ出来事其他不可抗力ノ場合ヲ除クノ外本契約書ニヨル義務ヲ履行セザリシ場合ハ前記同様ノ權利ハ耕地主ニ与ヘラル、モノトス

第二十四条 耕地主ハ本契約書第一条ニ記載セル日本労働者ノ引取ニ於テ其最大限三百名ヲ必ズシモ受取ルノ義務無ク書面注文ニヨリ第一回移民ヲ引取リタル後其レ以上ノ数ヲ受取ルベキ入用ナキ場合ハ最小限百名ニ限定スルヲ得ルモノトス

第二十五条 会社代理人齋藤千之ハ委任セラレタル權限ニ依リ本契約ニ署名シ契約履行ノ責ニ任ズ耕地主ノ秘露国法律若クハ会社ト締結シタル契約ノ明文ニ反スル行為ニヨリテ移民ノ被ル損害ニ就キテハ秘露ノ行政、司法ノ官憲ニ対シ移民自ラ救済ヲ請求スル權利アルコト

並ニ同方法ニヨリ移民ハ個人ノ權利ヲ充分ニ確保センガ為メニ会社ガ移民ニ対スル義務ノ適當ナル履行ヲ請求スル權利アルコトヲ承認ス

第二十六条 本契約ハ日本政府認可ノ日ヨリ当事者ヲ羈束スベキ効力ヲ生ズルモノトス

第二十七条 耕地主ト会社間ニ於テ本契約書ノ外ニ本契約書中ノ条項殊ニ第三条規定ノ賃銀率ヲ變更スベキ何等ノ文書ノ交換ナキコト賃銀ハ一「ソール」二十「センタボス」ヲ下ルコトナキコトヲ互ニ承認ス

千九百十三年七月二十二日里馬ニ於テ証人「オクタビオ、ビネイロ」及ビ同「ア、デルボイ」ノ面前ニテ各關係当事者合意ヲ証スル為メ同文三通ヲ作り各自署名ス

秘露倫敦銀行支配人

ア、ウレタ(自署)

東洋移民合資会社代表者

斎藤千之(自署)

証人

オ、ビネイロ(自署)

証人

ア、デルボイ(自署)

右証認ス

大正貳年八月拾八日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

一六五 十月十六日

坂田通商局長ヨリ
安桑警視總監宛

註 本月十六日附警視總監ノ進達ナルモノハ前掲同案文書ノ認可照会

(附屬書)

第五七号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

東洋移民合資会社

社長 川 田 鷹

大正二年十月十五日付秘露国「アンカシ」省「サンタ」州「ネベニイア」谿所在「サンホセ」及「スウテ」耕地行移民男女ヲ通シ尙百名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

大正二年十月廿三日

外務大臣男爵 牧 野 伸 顯(印)

一六七 十月二十七日 牧野外務大臣ヨリ
在リマ森領事宛

東洋移民会社扱移民書面契約案送付其他二関

スル件

通送第八六号

九「ペルー」移民雜纂(二) 一六七 一六八

東洋移民会社扱「ペルー」行移民渡航期變更ノ件

通送第六〇四二号

曩ニ東洋移民合資会社ニ対シ本省ニ於テ承認ヲ与ヘタル秘露国「バルバディヨ」ツラピチュエ」及「モンテ、アルベルナ」耕地行移民契約ハ該移民ノ渡航期ヲ變更シタル旨別紙写ノ通り在里馬森領事ヨリ報告有之候ニ付其旨東洋移民合資会社ヘ御示達相成度此段申進候也

註 別紙省略

一六六 十月二十三日

坂田通商局長ヨリ
安桑警視總監宛

東洋移民会社提出ノ書面契約案承認通知ノ件

附屬書 書面契約案承認指令書

通送第六一二八号

本月十六日付進第一〇八四号ノニヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人東洋移民合資会社ヨリ提出シタル秘露国「サンホセ」及「スウテ」耕地行移民ニ関スル書面契約訂正案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也

本年八月廿日付公第五五号ヲ以テ御報告相成候東洋移民合資会社ト秘露倫敦銀行間契約ニ関スル移民対会社間ノ書面契約案別紙之通り今般承認致置候右御承知相成度尚ホ同移民会社ト前記秘露倫敦銀行間明治四十三年十二月契約ニ於テハ移民ニシテ契約年限二ケ年間耕地ニ止マリタル者又ハ右期間前五百「ダレアス」ヲ完了シタル者ニ対シ耕地主ヨリ賞与金秘金貨五磅ヲ支払フヘキ条文有之候処今回ハ契約年限一ケ年ト變更候得共移民ハ会社トノ合意ニヨリ更ラニ一年又ハ二年以上延長スルコトヲ得ル次第ニ有之候ニ付テハ今回移民ニ対シテモ契約ヲ延長シ二ケ年間耕地ニ止マリタル者ニ対シテハ五百「ダレアス」ヲ完了セルト否トニ関セズ五磅ノ賞与金ヲ支払フヘキコト至当ノ義ト思料被致候間耕地主ニ対シ会社代表者ヨリ右交渉セシメラレ候上何分ノ御回報相成候様致度此段申進候也

註 別紙省略

一六八 十一月二十九日 牧野外務大臣ヨリ
在リマ森領事宛

「ペルー」国行移民渡航費用ニ関スル件

通送第九四号

1110

シテ今般在「カニエテ」耕地ヨリ別表ノ通り一覽表ヲ提出
致来リ候ニ付キ御参考迄ニ及御送付候 敬具

(別紙)

大正二年一月三日

カニエテ郡サンタバルバラ村長

渡辺嘉太郎報告

備考 右ノ内前田常右衛門ノ如キハ送金不達ヲ慮リ以来再送金

一七〇

別紙心得書省略

一六九
一月十七日

森岡移民会社扱

森岡移民会社扱移民送金延着ノ实例報告ノ件

機密第一号

(三月四日接受)

大正二年一月十七日

在里馬

領事館事務代理 伊藤 敬一（印）

外務大臣公爵 桂太郎殿

客歳十二月二十八日附機密第一八号ヲ以テ申進置候在里馬
(附註)
 森岡移民会社支店取扱ニ係ル送金延着ノ件ニ付キ其一例ト

見合セ身邊ニ所持シ居タル処二三ヶ月前金壹百円也盜難ニ罹リ又

小田切吉四郎ハ送金見合セ現金所持中前田ノ如ク盜難ニ權ルナキヤト非常ニ苦慮シ居ルト力云々

一七〇 一月二十三日

川上警視總監ヨリ
坂田通商局長宛

森岡移民合名会社ノ保管スル移民積金ニ関ス

儿
件

第一八七号ノ六

(二月二十四日接受)

客年十二月二十日附送第二八六八号ヲ以テ移民取扱人森岡移民合名会社ノ保管スル移民積立金ニ関シ御照会ノ趣了承致候会社ニ対シ取調タルニ從來移民力積立金ヲ為シタルハ明治三十二年及明治三十六年ノ兩回ニ渡航シタル南米秘露國契約移民ノミニシテ其後積立金ヲ為シタル者ナク又該積立金ハ在秘露國里馬市倫敦銀行ニ預金トシテ保管中ノ趣ニ有之候而シテ積立金カ今日尚残存セル理由ハ前記移民中多數ノ逃亡者ヲ生シ又ハ移民取扱人ヨリ金錢ヲ貸与セル者等アリテ是等ノ者ニ対シ契約上ノ損害賠償額又ハ貸金額ト積立金額トヲ差引クトキハ却テ移民ノ負債トナルモノ多キ等ノ事情ノ為メ未解決ノ儘今日ニ至リタル次第ニ有之会社ニ